

様式第14号（第21条関係）

許 可 証

許可番号第7-9号

住 所 榎原市五井町187番地の2

氏 名 株式会社 NANBU
代表取締役 岩本 静

複製禁止

令和7年2月3日付けで申請のあった一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可については、
下記の条件を付けて許可します。

令和 7年 4月 1日

安堵町長 西本 安博



記

- 許可の有効期限 令和 7年 4月 1日から
令和 9年 3月31日まで
- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物
(し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く)
- 処理区分 積替え 無
- 区域 安堵町内
- その他必要な事項 裏面のとおり

許 可 条 件

1. 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
2. 安堵町（以下「町」という。）外において収集した廃棄物を町指定の搬入施設に搬入しないこと。
3. 各施設への搬入については、搬入日や搬入時間等各施設の規則に従い、係員の指示に従って搬入を行うこと。
4. 収集又は運搬の際には、一般廃棄物が飛散、及び流出しないようにするとともに、そのような事態が発生した場合には、迅速に対応すること。
5. 許可申請書及び添付書類に記載した事項に相違した業は行わないこと。
6. 運搬車には、町の一般廃棄物収集運搬業許可車である旨を表示すること。
7. 一般廃棄物収集運搬業者（以下「処理業者」という。）は、事業を廃止又は休止しようとするときは、30日前までに町長にその旨を申し出ること。
8. 処理業者は、この許可条件の外、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例並びに関係法令等を遵守すること。
9. 許可申請書の記載事項に変更のあるときは、あらかじめ町長に届け承認を受けること。
10. 廃棄物処理手数料は後納とし、町が定める納期限までに納入しなければ、納期限後の核施設への搬入は認めない。
11. 毎月10日までに前月の実績報告書を提出すること。
12. 処理業者がこの許可条件を履行しないとき又は関係法令の規定に違反したときは、安堵町一般廃棄物収集運搬業者への行政処分等の決定に関する基準に基づき、指示・指導、搬入停止、業の停止、許可の取消を行う。
13. 1年間、搬入実績の無い場合は、許可を取り消す場合がある。
14. その他、情勢の変化により町又は核施設から要請がある場合、出来る限り誠実に協力すること。